

# 堺市における都市計画公園の見直しについて

## 見直しの必要性

### ○都市計画公園を取巻く社会情勢の変化

- ・将来的に人口の減少や少子高齢化に伴う利用者の減少や、利用形態の変化への対応
- ・大規模地震に備えた防災対応等の機能面の優先化
- ・都市のヒートアイランド化や生物多様性の保全等、環境問題への対応
- ・国が都市計画の方向性について方向性を転換し、都市計画の見直しについて重視していることへの対応
- ・財政状況の悪化に伴う事業の長期化
- ・公共事業に関する更なる行政の説明責任
- ・長期に及ぶ建築制限 など

### ○都市計画運用指針（第8回都市計画小委員会資料抜粋）

- ・都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、地域整備の方向性を見直しとあわせて都市施設の必要性や配置、規模等を検証し必要に応じて都市計画変更を行うべき。

- ・都市計画施設の整備に相当程度長期間を要するものであり、その実現に向け一定の継続性が要請されるものであることから、変更は慎重に行われるべき。

- ・長期的にみれば都市の将来像も変わりうるものであり必要に応じて変更の検討を行うことが望ましい。

- ・都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは適切ではない。

- ・公共空地の都市計画は、経済社会情勢の変化に応じた都市の将来像の見直しに対応して都市計画区域全体の緑地の配置計画を見直した結果として、都市計画を変更した方が公園等の公共空地の適正な配置のためにより有効となる場合、あるいは適正かつ合理的な土地利用を確保する目的で関連する都市計画との整合を図る必要がある場合に、都市に必要な公園等の公共空地の機能を確保しつつ、変更することが望ましい。

## 堺市の現状と課題

### ○堺市における都市計画公園・緑地の現状

種別	計画決定		開設	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
街区公園	135	38.79	129	35.68
近隣公園	36	105.6	32	90.52
地区公園	15	83.0	8	34.04
総合公園	6	147.9	6	94.02
運動公園	2	34.9	2	25.12
風致公園	4	57.4	3	28.11
墓園	1	48.9	1	14.74
緑道	3	49.2	3	52.13
都市緑地	3	80.9	3	79.67
緩衝緑地	1	8.3	1	6.43
	206	654.89	188	460.46

- ・事業完了 313.89ha (154箇所) 超過開設含む
- ・事業途中(残) 146.44ha (34箇所)
- ・事業未着手 53.80ha (18箇所)

### ○堺市における都市計画公園・緑地の課題

- ・都市計画決定・変更時より時間が経過しているが、事業未着手の公園がある。
- ・現在の都市の将来像に応じた計画の見直しが必要。

## 他都市の動向

### ○政令指定都市の動向

- ・対応済：名古屋市、川崎市など
- ・見直し中：京都市、静岡市、大阪市など
- ・着手中：神戸市、千葉市など

### ○大阪府の動向

- ・府営の都市計画公園・緑地見直しの基本方針策定(H23)
- ・府下の公園を見直しの対象とし検討中  
(服部緑地、寝屋川公園、山田池公園、久宝寺緑地、枚岡公園、長野公園、錦織公園、石川河川公園、大泉緑地、二色の浜公園、蜻蛉池公園)

## 見直しの進め方

### ① 基礎調査等

- ・都市公園のほか、都市計画に関する事項や人口の動向等基礎調査等を実施

### ② ガイドラインの策定

- ・都市計画公園の見直しを検討するにあたり、経済社会情勢の変化に応じた都市の将来像の見直しに対応するとともに、公園緑地の都市計画の性格を十分に踏まえ、都市計画区域全体の公園緑地の配置計画等について、見直しのガイドラインを定める。

- ・ガイドラインの策定にあたっては、基礎調査をもとに分析し反映させる。

### ③ 都市計画公園の見直し

- ・ガイドラインに基づき、都市の将来像を踏まえ、都市全体としての施設の配置や規模等の検討を行うことにより、その必要性の検証を行う。
- ・検証した結果として、都市計画を変更した方が都市公園の適正な配置のためにより有効となる場合、あるいは適正かつ合理的な土地利用を確保する目的で関連する都市計画との整合を図る必要がある場合に、都市に必要な都市公園の多様な機能を確保しつつ、変更を行う。

※都市公園の多様な機能：レクリエーション、生物の生息空間、良好な都市景観の形成、環境改善、防災性の向上、都市魅力の向上など

## ○スケジュール

